

令和7年度

岩手山麓農業水利事業

岩手山麓地区現場調査推進技術（その5）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局

岩手山麓農業水利事業所

(適用範囲)

第1条 岩手山麓農業水利事業岩手山麓地区現場調査推進技術(その5)業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」(平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、岩手山麓農業水利事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目1)～3)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目4)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等
- (5) 審査項目は次のとおりとする。
  - 1) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
  - 2) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
  - 3) 品質管理体制が確保されているか。
  - 4) 再委託への支払いは適正か。

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(農業―農業土木、農業―農業農村工学)、農業部門(農業土木、農業農村工学))、農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士、シビルコンサルティングマネージャー(農業土木)、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野]又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒業後13年(短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条 現場技術員は1名とし、技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

| 技術者区分     | 資 格                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| 現場技術員 (C) | ・技術士(総合技術監理部門(農業―農業土木、農業―農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目)) |

|  |                                                                                                                                                                                                                    |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（農業部門（農業土木、農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））</li> <li>・ 1 級又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する者。</li> <li>・技術士補（農業部門）</li> <li>・大学卒業後 2 年（短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年）以上の実務経験を有する者。</li> </ul> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（配置技術者の確認）

第 6 条 共通仕様書第 1－6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1－7 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。

- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第 7 条 受注者は、共通仕様書第 1－28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（適用する図書）

第 8 条 本業務の実施にあたっては、監督職員等が貸与する図書等を熟知し、遂行しなければならない。

（工事の概要）

第 9 条 本業務を行う工事の概要は次表のとおりであり、その範囲を別添位置図に示す。

| 工 事 名 等 |                 | 工事場所等 | 概 要          |
|---------|-----------------|-------|--------------|
| ①       | 導水路に関する工事       | 滝沢市   | 導水路工事 一式     |
| ②       | 南部主幹線用水路に関する工事  | 滝沢市   | 土木・施設機械工事 一式 |
| ③       | その他監督職員等の指示するもの |       |              |

（業務場所）

第 10 条 業務場所は、東北農政局岩手山麓農業水利事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。

設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

（履行期間）

第 11 条 履行期間から準備期間 5 日間（土日除く）を除いた期間を業務期間とし、次のとおりとする。

業務期間 令和 7 年 4 月 15 日 ～ 令和 8 年 3 月 24 日

(業務内容)

第 12 条 業務内容等については、次のとおりとする。

- (1) 本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）1 名とし、その業務内容は次のとおりとする。
  - 1) 設計に関する業務
    - ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務
  - 2) 監督に関する業務
    - ・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務
    - ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務
    - ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務
  - 3) 関係機関等との協議に関する業務
    - ・基礎的資料の作成に関する業務
  - 4) 事業実施に関する業務
    - ・基礎的資料の作成に関する業務
  - 5) その他事項
    - ・その他監督職員等の指示する業務
- (2) 上記（1）の現場監督等の現場業務を 30 回予定している。

(作業上の留意事項)

第 13 条 本業務における留意事項は、以下のとおりである。

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコン及びプリンターを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

第 14 条 共通仕様書第 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第 15 条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 2－4 条から第 2－19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

(成果物の提出先)

第 16 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県滝沢市篠木待場 80 番地  
東北農政局岩手山麓農業水利事業所

(契約変更)

第 17 条 業務契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 9 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第 10 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第 11 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第 12 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第 14 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第 15 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(定めなき事項)

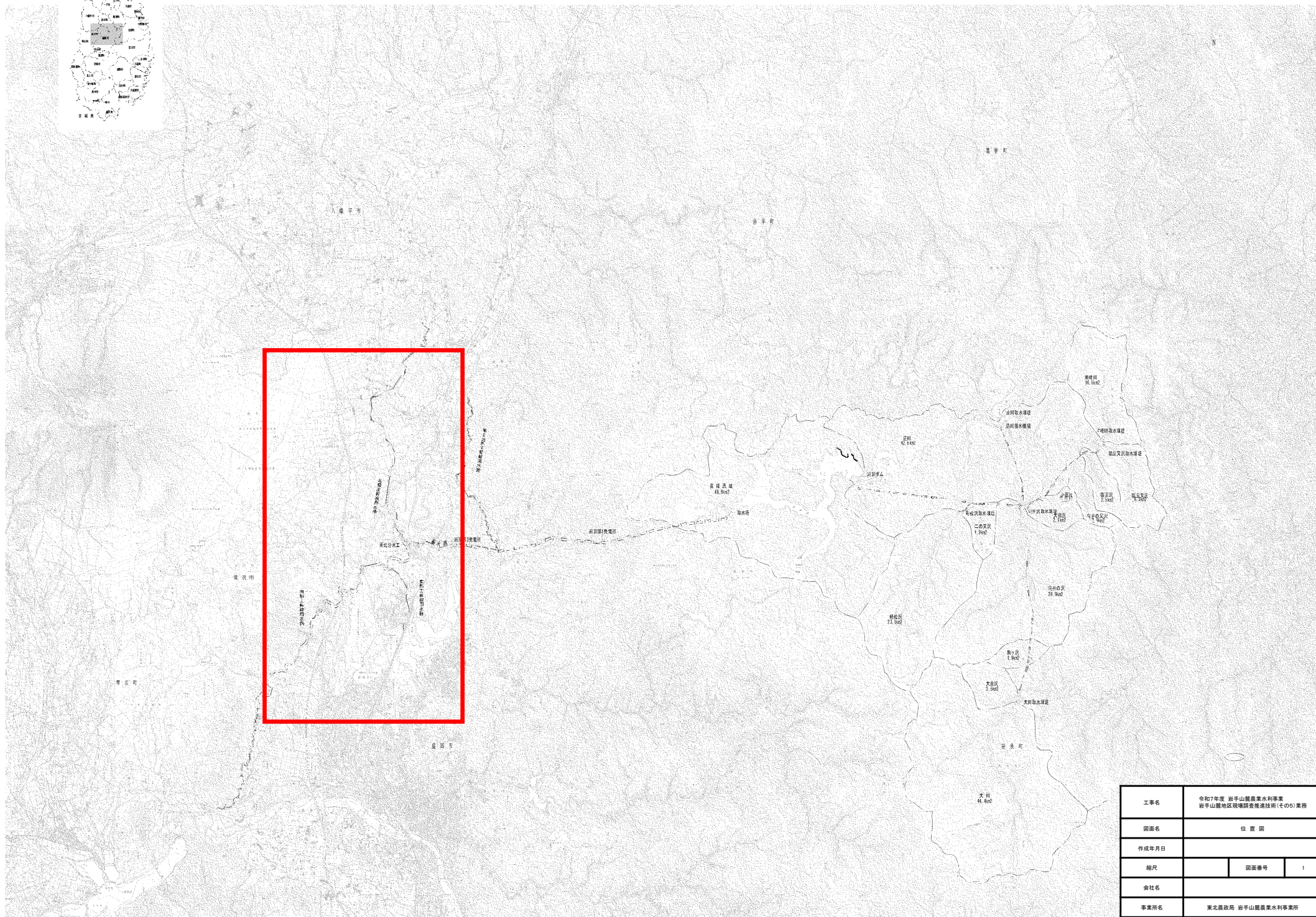
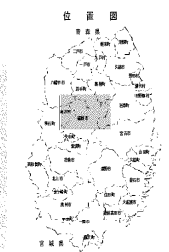
第 18 条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(技術提案書の取扱い)

第 19 条 技術提案書及び技術提案内容は、秘匿を要する入札関係書類となることから、業務計画書にそのまま直接転記し記述することや業務計画書の添付資料として監督職員等発注者に提出することがないよう留意する。

また、受注者は技術提案内容を適切かつ確実に業務計画書に反映し業務を実施するとともに完了検査時に技術提案内容の履行状況を確認できる資料を 1 部準備し、検査官の確認を受けるよう留意する。

# 岩手山麓地区現場調査推進技術(その5)業務 位置図



|       |                                           |      |   |
|-------|-------------------------------------------|------|---|
| 工事名   | 令和7年度 岩手山麓農業水利事業<br>岩手山麓地区現場調査推進技術(その5)業務 |      |   |
| 図面名   | 位置図                                       |      |   |
| 作成年月日 |                                           |      |   |
| 縮尺    |                                           | 図面番号 | 1 |
| 会社名   |                                           |      |   |
| 事業所名  | 東北農政局 岩手山麓農業水利事業所                         |      |   |